

岐阜県土地改良事業測量作業規程

岐阜県農政部農地整備課

岐阜県土地改良事業測量作業規程

岐阜県土地改良事業作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和3年2月1日付け国国地第96号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「岐阜県農政部」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「岐阜県農政部」と附則中「令和3年2月3日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年3月26日から適用する。（承認日）
- 2 平成20年9月16日制定の岐阜県土地改良事業測量作業規程は廃止する。